

議案第 6 号

木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について

木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、

法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
2 町長	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務
3 町長	乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、乳幼児等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報
2 町長	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者関係情報、乳幼児等医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報
3 町長	乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、障害者関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報

議案第 7 号

旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例制定について

旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

旧江差線施設解体撤去事業準備基金条例

(設置)

第1条 北海道旅客鉄道江差線の木古内駅と江差駅間の廃止に伴い譲渡を受けた鉄道関連施設の解体撤去等に要する経費に充てるため、旧江差線施設解体撤去事業準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、当該施設の解体撤去等に要する費用として北海道旅客鉄道株式会社が支払う負担金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預貯金、有価証券の買入その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第1条に定める目的の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するものとする。

(運用益の処理)

第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例)

第1条 木古内町個人情報保護条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第2条第5号中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に使用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(6) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第3条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

第5条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報保護評価)

第5条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会（番号法第36条の規定による内閣総理大臣の所轄に属する委員会）規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、木古内町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第5条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しよう

とするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得るものに限る。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
- (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (8) 第14条第1項、第26条第1項又は第33条第2項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第26条第1項ただし書又は第33条第2項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
- (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル
- (9) 前各号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル
- (10) 電子計算機による検索を用いなくして特定の保有特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル

3 実施機関は第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

第6条第2項第5号中「木古内町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に改める。

第7条の見出し中「利用及び提供の制限」の前に「保有特定個人情報以外の保有個人情報の」を加え、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外

の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第9条中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第10条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項において同じ。)」を加える。

第11条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加える。

第14条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

第15条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第20条までにおいて同じ。)」を加える。

第21条第1項中「15日以内」の次に「(保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内)」を加え、同条第2項中「45日」の次に「(保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、60日)」を加える。

第22条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。)」を加える。

第23条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第25条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」

を加える。

第26条第1項本文中「自己に関する個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を、「当該保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第29条までにおいて同じ。）」を加える。

第30条第1項中「20日以内」の次に「（特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、30日以内）」を加え、同条第2項中「30日」の次に「（特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、60日）」を加える。

第32条中「必要があると認めるときは、」の次に「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第33条第1項中「自己に関する個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を、「考えるときは、当該保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「利用停止請求」を「前2項に規定する利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第34条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。次条及び第36条において同じ。)」を加える。

第37条第1項中「20日以内」の次に「(保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に係る利用停止決定等にあつては、30日以内)」を加える。

第38条第1項第2号中「開示請求に係る保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この号において同じ。)」を加える。

第40条第2号中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)」を加える。

第41条第1項中「事業者は、個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第43条中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)」を加え、「適切かつ迅速」を「適切、かつ、迅速」に改める。

第45条中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)」を加える。

第46条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下同じ。)」を加える。

(木古内町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例)

第2条 木古内町情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成18年条例第10号)を次のように改正する。

第3条第2項中「個人情報保護条例」の次に「第5条の2、」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

議案第 9 号

手数料条例の一部を改正する条例制定について

手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

手数料条例の一部を改正する条例

第1条 手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

38 住民基本台帳カード交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
39 住民基本台帳カード再交付及び有効期間内交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
40 住民基本台帳住民票の写しの広域交付手数料		1件につき 300円	交付のとき
41 前各号以外の証明手数料		1件につき 300円	証明のとき

」を

「

38 通知カード再交付手数料		1枚につき 500円	交付のとき
39 住民基本台帳カード交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
40 住民基本台帳カード再交付及び有効期間内交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
41 住民基本台帳住民票の写しの広域交付手数料		1件につき 300円	交付のとき
42 前各号以外の証明手数料		1件につき 300円	証明のとき

」に

改める。

第2条 手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

39 住民基本台帳カード交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
40 住民基本台帳カード再交付及び有効期間内交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
41 住民基本台帳住民票の写しの広域交付手数料		1件につき 300円	交付のとき

42 前各号以外の証明 手数料		1 件につき 300 円	証明のとき
--------------------	--	--------------	-------

」を

「

39 個人番号カード再 交付手数料		1 枚につき 800 円	交付のとき
40 住民基本台帳住民 票の写しの広域交付 手数料		1 件につき 300 円	交付のとき
41 前各号以外の証明 手数料		1 件につき 300 円	証明のとき

」に

改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協
議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 11 号

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 12 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちち広域消防事務組合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

（規約の左横書き）

- 2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

議案第 13 号

木古内町スポーツセンター耐震改修工事（建築主体）請負契約の議決変更について

平成 27 年第 2 回町議会定例会において議決された木古内町スポーツセンター耐震改修工事（建築主体）請負契約の内容の一部を下記のとおり変更し契約するため、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

記

請負契約金額	変更前	95,148,000円
	変更後	96,919,200円